

令和8年3月25日

第4回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

## 第4回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和8年3月 25 日(水)午後3時  
場 所 倉吉市役所 大会議室

### 1 開 会

### 2 前回会議録承認

### 3 会議録署名委員の選出

### 4 議事

- (1) 議案第4号 倉吉市学校運営協議会規則の制定について……………1
- (2) 議案第5号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について……6
- (3) 議案第6号 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について…10
- (4) 議案第7号 倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の  
遂行に関する要綱の一部改正について……………16
- (5) 議案第8号 倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱  
規程の一部改正について……………19
- (6) 議案第9号 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について…22
- (7) 議案第10号 倉吉市立学校教職員業務量管理・健康確保措置実施計画  
について……………26
- (8) 議案第11号 令和8年度倉吉市教育行政各基本施策重点事業  
について……………27
- (9) 議案第12号 令和8年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の  
委嘱について……………29

(10) 議案第13号 市立中学校教職員の処分について……………31

(11) 議案第14号 財産の取得に係る意見の申し出について  
(タブレット購入)……………別紙

5 教育長報告

6 報告事項  
・各課報告(別紙)

7 その他

8 閉会

議案第4号

倉吉市学校運営協議会規則の制定について

次のとおり倉吉市学校運営協議会規則を制定することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

## 倉吉市学校運営協議会規則の制定について

### 【理由】

倉吉市立小学校及び中学校では、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年教育委員会規則第3号）第34条の規定により、地域学校委員会という名称で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会の設置及び運営について規定してきていました。

この度、その名称を同法の規定と同じ学校運営協議会に改めることとし、及びその設置及び運営に関し必要な事項を定めるよう倉吉市学校運営協議会規則を制定するものです。

### 【要旨】

- 1 規則の趣旨を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 学校運営協議会（以下「協議会」という。）の目的を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 協議会の設置について定めることとした。 (第3条関係)
- 4 協議会の委員の任命について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 委員の任期について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 委員の守秘義務等について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 委員に報酬等を支給しないこととした。 (第7条関係)
- 8 校長は、学校運営に関する基本的な方針について、協議会の承認を得ることとした。 (第8条関係)
- 9 協議会の役割を定めることとした。 (第9条関係)
- 10 協議会は、地域住民等への情報の提供に努め、対象学校の学校運営に地域住民等の理解、協力、参画等が得られるよう努めることとした。 (第10条関係)
- 11 協議会の会長及び副会長について定めることとした。 (第11条関係)
- 12 協議会の会議について定めることとした。 (第12条関係)
- 13 会議の公開について定めることとした。 (第13条関係)
- 14 委員への研修について定めることとした。 (第14条関係)
- 15 協議会の適正な運営を確保するために教育委員会が行う措置について定めることとした。 (第15条関係)
- 16 委員の解任について定めることとした。 (第16条関係)
- 17 規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。 (第17条関係)
- 18 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

## 倉吉市学校運営協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定めるものとする。

### (協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、倉吉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び倉吉市立学校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、地域の住民及び学校に在籍する生徒又は児童の保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深めるとともに、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに、当該学校（以下「対象学校」という。）の協議会を置くものとする。

### (委員)

第4条 協議会の委員（以下単に「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
  - (2) 対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者
  - (3) 対象学校の学校運営に資する活動を行う者
  - (4) 対象学校の校長
  - (5) 対象学校の教職員
  - (6) 学識経験者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 校長は、委員の任命に当たり、適当と認められる者を推薦することができる。
- 3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、その任命を受けた日から当該任命を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項の規定によるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の学校運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) その地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

### (報酬等)

第7条 委員についての報酬及び費用弁償は、支給しない。

(学校運営に関する基本的な方針についての承認)

第8条 校長は、対象学校に関する次に掲げる事項について、適切な時期に協議会に説明し、その承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 教職員についての公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針
- (4) 予算の編成に関する基本方針
- (5) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により説明した同項各号に掲げる基本方針等に基づき学校運営を行う。

(協議会の役割)

第9条 協議会は、対象学校の学校運営全般について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対し、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関し、当該対象学校及び地域の実態及び実情を踏まえた必要な人材像並びに人材の配置について、教育委員会を經由して、鳥取県教育委員会に対し、意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会又は鳥取県教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

4 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の学校運営の状況等について評価を行うものとする。

5 協議会は、地域の児童生徒の健全育成に資するため、委員に限らず、地域住民等を広く参加者として、対象学校によるものその他の広く教育について協議をし、意見交換をし、又は研修を行う場を主催することができる。

(地域住民等への情報の提供及び参画等の促進)

第10条 協議会は、その活動の状況について地域住民等への情報の提供に努め、及び対象学校の学校運営に地域住民等の理解、協力、参画等が得られるよう努めるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、協議会の会務を総理し、及び協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第12条 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議（以下この条及び次条において単に「会議」という。）を招集し、議事を掌る。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合は、校長が会議を招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員（会長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議の記録を調製し、保管しなければならない。

(会議の公開等)

第13条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合は、校長に申し出るものとする。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委員への研修)

第14条 教育委員会は、協議会及びその委員の役割及び責務について理解を図るため、委員に必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営確保のための措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営の状況を的確に把握し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の学校運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

3 教育委員会は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、委員が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その任を解くことができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第6条の規定（第1項後段を除く。）に反した場合

(3) その他相当の理由がある場合

2 教育委員会は、委員の任を解く場合は、その者にその理由を示さなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

次のとおり倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

## 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

### 【理由】

事務局各課又はその間で分掌事務を変更し、又は整理するため、倉吉市教育委員会事務局等組織規則を改正するものです。

### 【要旨】

- 1 学校教育課及び社会教育課の分掌事務の一部を変更することとした。 (第6条関係)
- 2 学校教育課の担当する附属機関等を加えることとした。 (第16条関係)
- 3 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会事務局等組織規則（平成24年倉吉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。			第6条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。		
課	分掌事務		課	分掌事務	
略			略		
学校教育課	1～26 略	27 <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u>	学校教育課	1～26 略	
社会教育課	1	社会教育委員に関すること。	社会教育課	1	<u>社会教育委員、スポーツ推進審議会委員等各種委員に関すること。</u>
	2	<u>スポーツ推進審議会に関すること。</u>		2～9	略
	3～10	略		10	成人式に関すること。
	11	<u>二十歳を祝う式典に関すること。</u>		11	<u>各種社会教育団体及び各種体育団体の育成援助に関すること。</u>
	12	<u>各種社会教育団体及び各種スポーツ団体の育成援助に関すること。</u>		12～14	略
	13～15	略			
	16	<u>地域学校協働活動の総括に関すること。</u>			
2	略		2	略	
(担当事務)			(担当事務)		
第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担			第16条 教育委員会の所管に属する附属機関等の担		
任する主な事務は、次のとおりとする。			任する主な事務は、次のとおりとする。		
附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課	附属機関等	担任する主な事務	庶務を担当する課
略			略		
倉吉市就学支援委員会	倉吉市就学支援委員会条例（平成2年倉吉市条例第11号）の規定による心身に障がいのある児童及び生徒の障がいの種類及び程度の判別並びに就学支援についての調査審議に関すること。	学校教育課	倉吉市就学指導委員会	倉吉市就学指導委員会条例（平成2年倉吉市条例第11号）の規定による心身に障害のある児童及び生徒の障害の種類及び程度の判別並びに就学指導についての調査審議に関すること。	学校教育課

倉吉市学 校運営協 議会	地方教育行政の組 織及び運営に関す る法律（昭和31年 法律第162号）第47 条の5の規定によ る学校の運営に関 して、教育課程の 編成その他教育委 員会規則で定める 事項について基本 的な方針の承認及 び意見を述べるこ と。	学校教育課			
略			略		
2 略			2 略		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第6号

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

## 倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

### 【理由】

倉吉市立小学校及び中学校では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として地域学校委員会を設置しており、倉吉市立小学校及び中学校管理規則においてその設置及び運営について定めています。

この度、同委員会の名称を同法の規定と同じ学校運営協議会と改めることとし、またこれに伴って新たに倉吉市学校運営協議会規則を制定することとしたことから、倉吉市立小学校及び中学校管理規則中の同委員会に関する規定を削るものです。

また、鳥取県教育委員会の要請を踏まえ、令和8年度から、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第45条の2（第79条において準用する場合を含む。）の規定による研修主事を、各小学校及び中学校に置くこととするため、これについて定めるものです。

### 【要旨】

- 1 学校に研修主事を置くこととした。 (第19条の6 関係)
- 2 地域学校委員会に関する規定を削除することとした。 (目次・第7章 関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。 (第19条の4 関係)
- 4 この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。 (附則 関係)

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第7章 雑則（第34条—第37条）</u></p> <p>附則</p> <p>（生徒指導主事）</p> <p>第19条の4 <u>学校に生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（人権教育主任）</p> <p>第19条の5 略</p> <p><u>（研修主事）</u></p> <p>第19条の6 <u>学校に研修主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>2 研修主事は、校長の監督を受け、学校における研修及び研究推進に関する事項について、連絡調整及び指導・助言に当たる。</u></p> <p><u>3 研修主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p><u>第7章 地域学校委員会（第34条—第47条）</u></p> <p><u>第8章 雑則（第48条—第51条）</u></p> <p>附則</p> <p>（生徒指導主事）</p> <p>第19条の4 <u>中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>（人権教育主任）</p> <p>第19条の5 略</p> <p><u>第7章 地域学校委員会</u></p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第34条 <u>教育委員会は、法第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として、学校に地域学校委員会を設置する。</u></p> <p><u>（指定）</u></p> <p>第35条 <u>地域学校委員会を設置する学校の指定は、教育委員会が行なう。</u></p> <p><u>2 指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。</u></p> <p><u>（委員）</u></p> <p>第36条 <u>地域学校委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>（1）地域の住民</u></p> <p><u>（2）保護者</u></p>

(3) 学識経験者

(4) 前3号のほか教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会  
が定める。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命  
することができる。

(任期)

第37条 委員の任期は、任命の日から1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間  
とする。

2 委員は、再任されること  
ができる。

(守秘義務等)

第38条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしては  
ならない。また、その職を退いた後も同様とす  
る。

2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をし  
てはならない。

(1) 地域学校委員会及び学校の運営に支障をきた  
す言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、  
宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこ  
と。

(報酬等)

第39条 委員の報酬及び費用弁償については、支給  
しない。

(校長の役割)

第40条 校長は、次に掲げる事項について、地域学  
校委員会に説明し、承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び経営方針

(2) 教育課程の編成に関する基本方針

(3) 予算の編成に関する基本方針

(4) 学校評価の計画及び結果

(5) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により説明した同項各号に  
掲げる基本方針等に基づき学校運営を行う。

(地域学校委員会の役割)

第41条 地域学校委員会は、校長が説明する前条に  
掲げる事項について、審議し承認する。

2 地域学校委員会は、学校の求めに応じて、次の  
ような支援体制の整備等を行う。

(1) 学習・生活支援活動

(2) 環境整備

(3) 登下校安全確保

(4) 合同行事の開催

3 地域学校委員会は、学校に対して、地域の次世代育成及び教育力の活性化等地域づくりのための要望を行うことができる。

4 地域学校委員会は、学校が実施している自己評価、保護者及び地域住民からの評価の結果を踏まえて学校関係者評価を行う。

5 地域学校委員会は、地域の次世代育成のため、学校と連携し「教育を考える会」を開催する。

(情報の提供及び説明)

第42条 地域学校委員会は、その活動の状況を校区の住民に説明するとともに、情報の提供に努めるものとする。

(役員)

第43条 地域学校委員会に、役員として会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第44条 会長は、校長と協議のうえ、地域学校委員会の会議を招集し、議事を掌る。

2 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。

3 校長は、会議に出席し、意見を述べ、及び職員を出席させることができる。

(議事)

第45条 地域学校委員会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 地域学校委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 地域学校委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(指定の取消し)

第46条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 地域学校委員会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 地域学校委員会としての合意形成が行うことができないと認められる場合

(3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又

は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定の取消しをしようとする場合において、当該指定学校の校長及び委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

(委員の解任)

第47条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) その他解任に相当する事由が認められる場合

第8章 雑則

第7章 雑則

第34条～第37条 略

第48条～第51条 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部改正について

次のとおり倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部改正について

**【理由】**

倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）の一部改正等により地域学校委員会を学校運営協議会に改めることに伴い、倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱に所要の改正を行うものです。

**【要旨】**

- 1 標準的職務内容に関し地域学校委員会を学校運営協議会に改めることとした。（別表第1関係）
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から施行することとした。（附則関係）

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱の一部を改正する訓令

倉吉市立学校事務職員の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱（令和3年倉吉市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第3条関係） 事務職員と教職員が連携及び協働により担うもの			別表第1（第2条、第3条関係） 事務職員と教職員が連携及び協働により担うもの		
標準的職務内容		左の例	標準的職務内容		左の例
校務運営に 関すること	略	略 <u>学校運営協議会</u> への 参画	校務運営に 関すること	略	略 <u>地域学校委員会</u> への 参画
	地域との連 携・渉外			地域との連 携・渉外	
略			略		
略			略		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

次のとおり倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

## 倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について

### 【理由】

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用について、非常勤の職員についてもその対象とするよう倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正するものです。

### 【要旨】

- 1 市立学校に勤務する全ての県費負担教職員を規程にいう職員とすることとした。  
(第1条・第2条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規程は、令和8年4月1日から施行することとした。  
(附則関係)

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令

倉吉市立学校教職員の自家用車の公務使用に関する取扱規程（平成7年倉吉市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、倉吉市立学校（以下「<u>市立学校</u>」という。）に勤務する一定の職員が公務のために、その職員の所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公務能率の向上を図るとともに服務規律の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規程において「職員」とは、市立学校に勤務する<u>県費負担教職員</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第7条 校長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公用車を使用することができない等やむを得ないと認められる場合には、職員が自家用車を公務に使用することを許可することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかの公務で、公共交通機関の利用が困難等であるため、自家用車の使用により公務能率の向上が図られると認められる場合</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>市立学校内</u>での授業又は分掌事務との調整ができず、短時間での公務遂行が必要と認められる公務</p> <p>オ <u>市立学校の行事</u>での事前踏査</p> <p>カ・キ 略</p> <p>2～7 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、倉吉市立学校に勤務する<u>県費負担教職員</u>が公務のために、その職員の所有する自家用車を使用するときの取扱いに関し必要な事項を定めることにより、公務能率の向上を図るとともに服務規律の保持及び交通事故の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規程において「職員」とは、<u>倉吉市立学校に勤務する県費負担教職員のうち、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務職員、養護助教諭又は講師で常勤の職員</u>をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(使用許可の基準)</p> <p>第7条 校長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公用車を使用することができない等やむを得ないと認められる場合には、職員が自家用車を公務に使用することを許可することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれかの公務で、公共交通機関の利用が困難等であるため、自家用車の使用により公務能率の向上が図られると認められる場合</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>学校内</u>での授業又は分掌事務との調整ができず、短時間での公務遂行が必要と認められる公務</p> <p>オ <u>学校行事</u>での事前踏査</p> <p>カ・キ 略</p> <p>2～7 略</p>

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第9号

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

次のとおり倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正することについて、本委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

## 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

### 【理由】

学校給食の食材費用の高騰に対応するため、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員等から徴収する学校給食費に相当する経費を増額するよう倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正するものです。なお、同規則第2条において規定する児童又は生徒についての学校給食費の負担額は増減させず、令和8年度の児童（小学校）分については、国の給食費負担軽減交付金を活用してその全部又は一部を賄うこととしています。

### 【要旨】

- 1 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正 第1条関係  
市立小学校の教職員等についての学校給食費に相当する経費1食当たりの徴収額を343円とし、市立中学校の教職員についての1食当たりの徴収額を382円とすることとした。 （第7条関係）
- 2 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部改正 第2条関係
  - (1) 条例第2条第2項に規定する規則で定める学校給食費に係る保護者の負担額について、特別の財政措置により特に必要と認める場合は、市長が別に定めることとした。 （第2条関係）
  - (2) 1と同じく、それぞれの徴収額を353円と392円とすることとした。 （第7条関係）
  - (3) 学校給食の試食に係る経費の徴収額を353円と392円とすることとした。 （第8条関係）
- 3 この規則は、原則として公布の日から施行することとした。 附則第1項関係
- 4 3による改正後のこの規則の規定は、令和7年11月1日から適用することとした。 附則第2項関係
- 5 2の適用前に徴収された学校給食費に相当する経費は、その適用後に徴収する学校給食費に相当する経費の内払とみなすこととした。 附則第3項関係

倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（平成25年倉吉市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>343円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>382円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>323円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>362円</u></p> <p>2 略</p>

第2条 倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギー、<u>特別の財政措置</u>その他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる者について当該各号に定めるとおりとする。ただし、児童又は生徒の食物アレルギーその他の理由により、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定める。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(学校給食費に相当する経費の徴収)</p> <p>第7条 市長は、学校給食を受ける倉吉市立学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。</p> <p>(1) 倉吉市立小学校の教職員、学校給食センターの職員及び調理業務を委託した事業者の従業員 1食当たり<u>343円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校の教職員 1食当たり<u>382円</u></p> <p>2 略</p> <p>(学校給食の試食に係る経費の徴収)</p> <p>第8条 市長は、保護者及び学校給食の普及充実にを図ることを目的とした個人又は団体からの申出により学校給食の試食を実施したときは、学校給食の試食を受けた者から学校給食費に相当する経費を次のとおり徴収する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、徴収をせず、又はこれを減額することができる。</p>

<p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>353円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>392円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(1) 倉吉市立小学校及び倉吉市立学校給食センターにおける試食 1食当たり<u>323円</u></p> <p>(2) 倉吉市立中学校における試食 1食当たり<u>362円</u></p> <p>2 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の倉吉市学校給食費徴収条例施行規則（以下「改正後の学校給食費徴収条例施行規則」という。）の規定は、令和7年11月1日から適用する。  
（改正後に徴収する学校給食費に相当する経費についての内払）
- 3 第1条の規定による改正前の倉吉市学校給食費徴収条例施行規則の規定に基づいて徴収された学校給食費に相当する経費は、改正後の学校給食費徴収条例施行規則の規定に基づいて徴収する学校給食費に相当する経費の内払とみなす。

議案第 10 号

倉吉市立学校教職員業務量管理・健康確保措置実施計画について

倉吉市立学校教職員業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙のとおり定めることについて、本委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 25 日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

議案第 11 号

令和 8 年度倉吉市教育行政各基本施策重点事業について

令和 8 年度の倉吉市教育行政各基本施策重点事業について、本委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

# 令和8年度 倉吉市教育行政 各基本施策重点事業

第12次倉吉市総合計画【まちづくりの基本理念】及び 倉吉市教育大綱【基本理念】

元気なまち、くらしよし、未来へ！



第4期倉吉市教育振興基本計画

【教育理念】

ふるさと倉吉を愛し 豊かな心と夢をもって 主体性に生きる 未来を拓く人づくり

倉吉教育の基本

「人権教育」を教育の基盤に、「くらしよしふるさとキャリア教育」を教育の基軸に

## 教育目標1 社会全体が協働し学び続ける環境づくり

### ① つどい、つながり、学び合う社会教育の推進

- ・社会教育士の育成と支援
- ・放課後子ども教室の充実

### ② 持続可能な地域を支えるコミュニティセンター（公民館）の機能充実

- ・対話型ミーティング事業の拡大による地域の創り手育成
- ・コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の展開



### ③ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館

- ・特別展「たてのひろし絵本原画展」の開催
- ・特別展「菅橋彦大賞展」の開催（京都会場及び倉吉会場）

### ④ 豊かな心を育む図書館の推進

- ・読書活動推進及び対象者のニーズに応じたサービスの提供



### ⑤ 地域とともにある学校づくりの推進

- ・「学校運営協議会」の学び直し（1年目）
- ・地域コーディネーターの活動支援

### ⑥ 家庭教育の充実

- ・「子どもたちを育む愛♥言葉」の啓発
- ・系統的な子育て相談体制の確立と家庭教育支援事業の実施

## 教育目標2 主体性を培い、創造性を養う学校教育の推進

### ⑦ 学力向上の推進

- ・学習者主体の学びの推進
- ・学校教育活動全体での非認知能力の育成
- ・課題解決型学習(PBL)による探究的な学びの推進



### ⑧ 特別支援教育の充実

- ・インクルーシブ教育の理念に基づいた学校・学級経営の推進
- ・小学校1年生対象の「読み」に対する早期支援
- ・就学支援に関する管理職研修

### ⑨ 幼児教育の充実

- ・小学校区毎の「架け橋期カリキュラム」の活用及び改善
- ・幼保小連携の好事例の横展開

<倉吉市教育委員会事務局>

教育総務課／学校教育課／社会教育課

<教育機関>

学校給食センター／倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館／市立図書館・市立せきがね図書館

## 教育目標3 安心・安全な教育環境の充実

### ⑩ 安心して教育を受ける機会の推進

- ・教育データ活用によるきめ細かい支援の構築
- ・不登校対策4つの柱をもとにした取組（校内サポート教室）
- ・心の健康観察記録システム「HEART」の導入
- ・教職員防災教育研修会の実施（鳥取県中部地震から10年）

### ⑪ 組織的・機能的な学校経営

- ・教職員の働き方改革に係る計画等の策定・実施・改善
- ・共同学校事務室の取組の充実

### ⑫ 学校施設の整備充実

- ・GIGAスクール構想第2期における1人1台端末の更新
- ・学校給食センターのボイラー設備全面改修



### ⑬ 学校の適正配置の推進

- ・学校教育審議会における小中学校適正配置のあり方検討

### ⑭ 社会教育施設・体育施設等の整備充実

- ・「倉吉市教育施設等長寿命化計画」に基づく改修

## 教育目標4 たくましく健やかな心と体づくりの推進

### ⑮ 人権尊重社会の担い手づくり

- ・義務教育9年間の系統的な人権教育の実施（共通教材活用）
- ・いじめの未然防止のための取組

### ⑯ たくましい体の育成

- ・学校教育活動全体を通じた体力向上
- ・心身の健康維持のための健康教育の推進



### ⑰ 学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭・学校栄養職員による学校での食に関する指導
- ・小学校1年生を対象とした「親子で学ぶ食の教室」の実施

### ⑱ スポーツに親しむ環境の充実

- ・中学校部活動地域展開・地域連携の推進
- ・生涯スポーツ・地域スポーツの推進



## 教育目標5 文化資源の保存活用と文化・芸術の振興

### ⑲ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・学校・地域等が連携した「くらしよしふるさとキャリア」の実施
- ・児童生徒主体による地域貢献活動の実施

### ⑳ 文化財の保存、活用、伝承

- ・「倉吉絁」民俗文化財調査事業の実施（最終年度）
- ・歴史民俗資料館見学（小3）、国史跡現地見学（中1）の実施



### ③ 「感動」を生み「知る喜び」を感じる博物館【再掲】

- ・特別展「たてのひろし絵本原画展」の開催
- ・特別展「菅橋彦大賞展」の開催（京都会場及び倉吉会場）

議案第 12 号

令和 8 年度倉吉市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、教育長に対する事務委任及び教育長の専決に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、本委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

倉吉市教育委員会教育長 中 田 寛

令和8年度 倉吉市学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 9年 3月31日

※着色はR7年度より変更

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	昭和町一 岡本 賢	湯梨浜町田後 倉繁雅弘	堺町三 中塩友一	福庭町二 山崎愛語	上井町一 森廣敬一	
	河北小学校	清谷町一 濱吉 麻里	福庭町一 岸田宗文	昭和町一 中村良子	福庭町二 山崎愛語	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	明倫小学校	新町三 松田 隆	鍛冶町一 林 秀昭	昭和町二 中島慶子	東昭和町 県立厚生病院(委託)	上井町一 森廣敬一	耳鼻科医 橋本好充
	打吹小学校	上井 坂本恵理	明治町 森本英嗣	昭和町一 富盛裕司	東昭和町 県立厚生病院(委託)	瀬崎町 野島病院(委託)	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹
	上灘小学校	昭和町一 岡本 賢	駄経寺町二 山本剛志	明治町 小林千里	昭和町一 石津吉彦	新陽町 井東弘子	
	小鴨小学校	西倉吉町 大石一康	明治町 樋口敬訓	山根 加藤美加	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	久米小学校	西倉吉町 大石一康	西福守町 近 豊浩	山根 米田恭子	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	社小学校	西倉吉町 大石一康	山根 桑名慎太郎	昭和町二 井上雅江	昭和町一 石津吉彦	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	上北条小学校	西倉吉町 大石一康	井手畑 王 秀樹	上井 山田弘毅	福庭町二 山崎愛語	瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	関金小学校	西倉吉町 大石一康	関金町関金宿 小川育成	秋喜 岸田麻衣子	東昭和町 県立厚生病院(委託)	瀬崎町 野島病院(委託)	耳鼻科医 橋本好充 眼科医 寺坂祐樹

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	昭和町一 岡本 賢	昭和町一 木本達己	明治町 石津八重美		新陽町 井東弘子	
	西中学校	西倉吉町 大石一康	生田 花池泰徳	丸山町 植田克己		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	久米中学校	新町三 森脇良太	西福守町 近 豊浩	山根 忌部義夫		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	河北中学校	上井町一 西田法孝	井手畑 王 秀樹	福庭町一 加藤圭二		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹
	鴨川中学校	西倉吉町 大石一康	東町 山本 回	福庭町二 中尾宗彦		瀬崎町 野島病院(委託)	眼科医 寺坂祐樹

議案第 13 号

市立中学校教職員の処分について

市立中学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

令和 8 年 3 月 25 日

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

議案第 14 号

財産の取得に係る意見の申し出について（タブレット購入）

令和 8 年度、倉吉市立各小中学校において使用するタブレットを教育財産として取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、本委員会の承認を求める。

令和 8 年 3 月 25 日 提出

倉吉市教育委員会教育長 中田 寛

記

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| 1 取得する財産 | 児童生徒及び指導者用タブレット |
| 2 取得の目的  | GIGA スクール端末の更新  |
| 3 取得の方法  | 随意契約            |
| 4 予算額    | 別紙のとおり          |